

『3603 生産管理』

対象：短期大学部

■テキスト(法律改正に伴う補足事項)

2026. 2. 02

補足

P. 48 第3章 1.1.2 外注と下請法について

本節で取り上げている下請法（下請代金支払遅延等防止法）は、令和8（2026）年1月1日から取適法（「とりてきほう」。正式名称「製造委託等に係る中小受託事業者に対する支払の遅延等に関する法律」）に変わっている。

これは、事業の発注と受注側との間の取引の適正化、適切な価格転嫁の促進などを目的とした法律改正である。下請法よりも取適法は適用範囲が広がっていることから、外注にあたっては取適法の適用範囲の有無や禁止行為などを確認しておく必要がある。

取適法では、テキストの中で外注に関係する項目として掲載されている項目に加え、以下のような点などが改正点として変更・追加されているので、補足しておく。

① 用語の変更

「下請」は、発注側と受注側に上下関係があり対等ではない印象もあることから、例えば以下のような用語が変更になっている。

下請法	取適法
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者
下請代金	製造委託等代金

② 手形払の原則禁止

③ 協議に応じない一方的な価格決定の禁止